

監査報告書

令和4年6月8日

公立大学法人三重県立看護大学
理事長 片 田 範 子 様

公立大学法人三重県立看護大学

監事 後藤貞明



私は、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、公立大学法人三重県立看護大学（以下「法人」という。）の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度における業務の執行を監査しました。その結果につき、以下のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

私は、役員会に出席して、法人として重要な意思決定及び役員の職務の執行状況を聴取するとともに、重要な書類を閲覧し、また、必要に応じて関係する職員から説明を受けるなど監事監査に必要と考えられる監査を実施しました。

また、法人におけるガバナンス体制や、理事長、副理事長及び理事（以下「役員」という。）の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役員及び職員からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人から財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関し、監査の概要について報告及び説明を受け、検討を加えました。

2 監査の結果

- (1) 法人の業務の実施状況について、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについて確認した結果、特に指摘すべき事項は認められない。
- (2) 内部統制システムを確保するための体制の整備及び運用について確認した結果、特に指摘すべき事項は認められない。
- (3) 法人の役員の職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

監査報告書

令和4年6月8日

公立大学法人三重県立看護大学
理事長 片 田 範 子 様

公立大学法人三重県立看護大学

監事 小 井 明



私は、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、公立大学法人三重県立看護大学（以下「法人」という。）の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度における業務の執行を監査しました。その結果につき、以下のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

私は、役員会に出席して、法人として重要な意思決定及び役員の職務の執行状況を聴取するとともに、重要な書類を閲覧し、また、必要に応じて関係する職員から説明を受けるなど監事監査に必要と考えられる監査を実施しました。

また、法人におけるガバナンス体制や、理事長、副理事長及び理事（以下「役員」という。）の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役員及び職員からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人から財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関し、監査の概要について報告及び説明を受け、検討を加えました。

2 監査の結果

- (1) 法人の業務の実施状況について、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについて確認した結果、特に指摘すべき事項は認められない。
- (2) 内部統制システムを確保するための体制の整備及び運用について確認した結果、特に指摘すべき事項は認められない。
- (3) 法人の役員の職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

独立監査人の監査報告書

令和4年6月8日

公立大学法人三重県立看護大学

理事長 片 田 範 子 殿

有限責任 あづさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員

公認会計士

近 藤 繁 紀

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第35条第1項の規定に基づく監査に準じて、公立大学法人三重県立看護大学の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。以下同じ。）、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基準に準拠して、公立大学法人三重県立看護大学の令和4年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。地方独立行政法人の監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、公立大学法人から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす理事長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽表示の要因とならない理事長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書（会計に関する部分を除く。）である。理事長の責任は、他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における公立大学法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表等に対する監査意見等の対象には他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は他の記載内容に対して意見等を表明するものではない。

財務諸表等の監査における当監査法人の責任は、他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と財務諸表等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

